入　札　説　明　書

中部地方整備局岐阜国道事務所の「平成 22 年度岐阜国道工事技術資料作成業務」に係る入札公告（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

なお、本業務に係る落札決定及び契約締結は、当該業務に係る平成２２年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

１．公　告　日　　平成 22 年２月１日

２．契約担当官等

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局岐阜国道事務所長　沓掛　敏夫

岐阜市茜部本郷１－３６－１

３．業務の概要

（１）業　務　名　平成 22 年度岐阜国道工事技術資料作成業務（電子入札対象案件）

（２）業 務 内 容

本業務は、公共工事に関する地元協議用資料作成、関係機関協議用資料作成、技術資料とりまとめ等を行うものである。

（３）業務の詳細な説明

本業務の主な業務内容は以下のとおりである。

・公共工事に関する地元協議用資料作成

・関係機関協議用資料作成

・技術資料とりまとめ等

（４）履行期限

平成 23 年３月 18 日

（５）入札方式等

本業務は、価格に加え、価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式で実施するものである。

本手続きは、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書（以下「競争参加資格確認申請書等」という。）の資料提出及び入札を電子入札システムで行うものとする。

電子入札システムで使用できるＩＣカードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者のＩＣカードのみである。

なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

「紙入札方式参加承諾願」については、国土交通省中部地方整備局ホームページアドレス：http://www.cbr.mlit.go.jp/　「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「電子入札情報」－「電子入札中部地方整備局様式」よりダウンロードすること。

この申請書の受付窓口及び受付時間は次のとおりである。

・受付窓口：国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所　経理課

〒 500 － 8262　　岐阜市茜部本郷１－３６－１

TEL 058-271-9812　　FAX058-271-0214

まで持参により提出すること。

・受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の 10 時 00 分から 16 時 00 分まで。

（６）成果品

成果品は次のとおりとする。

・　成果報告書

４．競争参加資格

（１）基本的要件

入札参加希望者は、次の１）に掲げる資格を満たしている単体企業又は２）に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

１）単体企業

①　予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（以下、「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

②　中部地方整備局（港湾空港関係を除く）における土木関係建設コンサルタント業務に係る平成 21・22 年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

③　競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けていないこと。

④　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑤　入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが設計共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第４条の３第２項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

ａ）資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア．親会社と子会社の関係にある場合

イ．親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

ｂ）人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、イ．については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア．一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ．一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ｃ）その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ａ）又はｂ）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

※　１）②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も競争参加資格確認申請書等を提出することができるが、その者が入札に参加するためには、競争参加資格確認通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。

２）設計共同体

１）①から④に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成 22 年２月１日付け中部地方整備局長）に示すところにより中部地方整備局長から平成 22 年度岐阜国道工事技術資料作成業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格(以下「設計共同体としての資格」という。)の認定を受けている又は申請を行っていること。

なお、設計共同体として参加する場合、管理技術者は設計共同体の代表者から配置されていること。

（２）業務拠点に関する要件

中部地方整備局管内に営業拠点等を有する者でなければならない。

※　営業拠点等とは、技術者が 1 名以上常駐する本店、支店又は営業所等をいう。

（３）入札参加希望者の業務実績に関する要件

入札参加希望者は、平成 12 年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（平成 21 年度完了予定業務も含む）において、１件以上の実績を有していること。ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が 60 点未満の業務は実績として認めない。

なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。

同種業務：道路予備設計又は道路詳細設計

類似業務：河川予備設計又は河川詳細設計

（４）配置予定管理技術者の資格に関する要件

配置予定管理技術者については以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。

なお、外国資格を有する技術者（我が国及びＷＴＯ政府調達協定国その他建設市場が

開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。

また、競争参加資格確認申請書等の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも競争参加資格確認申請書等を提出することができるが、この場合、競争参加資格確認申請書等の提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が入札に参加するためには競争参加資格確認通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。競争参加資格確認通知の日は別表①の日を予定する。

技術士（建設部門又は総合技術監理部門）、土木学会が認定した特別上級技術者、上級技術者、１級技術者、ＲＣＣＭ（ＲＣＣＭと同等の能力を有する者も含む。）のいずれかの資格を有している者又はこれらと同等と認められる者であること。

なお、これらと同等と認められる者とは次のとおり。

・　関連分野の論文により学位を取得した工学博士
・　関連分野の著述、論文、委員会活動、その他顕著な業務実績があり、総合評価審査委員会等の専門家から適格と認められた者
・　関連分野の 20 年以上の実務経験と十分な業務実績があり、総合評価審査委員会等の専門家から適格と認められた者
・　これらと同等と認められる関連資格の取得者（筆記試験、面接試験など適切な試験方法により認定されたものに限る）

※　ＲＣＣＭと同等の能力を有する技術者とは、ＲＣＣＭ資格試験に合格しており、転職等により登録が出来ない立場にいる技術者をいう。

※　関連分野の著述、論文、委員会活動、その他顕著な業務実績又は関連分野の 20 年以上の実務経験と十分な業務実績を配置予定管理技術者の資格として競争参加資格確認申請書等を提出する場合は、経歴書及び著述、論文、委員会の活動内容又は業務実績の概要及びその際の立場と役割を記載した概要書を提出すること。

※　関連分野の 20 年以上の実務経験とは、受発注者の立場に関係なく、関連分野において 20 年以上の実務経験があり、指導的立場の経験を有する者とする。

なお、指導的立場とは受注者であれば管理技術者、発注者であれば管理職相当とする。

※　十分な業務実績とは、例えば請負実績の場合、関連する分野の業務において、管理技術者として 10 件以上の経験を有する者とする。

（５）配置予定管理技術者の業務実績に関する要件

配置予定管理技術者は、平成 12 年度以降に完了した同種又は類似業務（平成 21 年度完了予定業務も含む）において１件以上の実績を有さなければならない。ただし、業

務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が 60 点未満の場合は実績として認めない。

業務実績は、受発注者の立場で行った請負業務の実績の他、関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の具体的な業務を同種又は類似業務として認める。

同種業務：道路予備設計又は道路詳細設計
類似業務：河川予備設計又は河川詳細設計

（６）配置予定管理技術者の手持ち業務に関する要件

１）平成 22 年４月１日現在の全ての手持ち業務の契約金額合計が４億円未満かつ手持ち業務の件数が 10 件未満である者であること。

ただし、平成 22 年４月１日現在の手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、全ての手持ち業務の契約金額合計が２億円未満かつ手持ち業務の件数が５件未満である者でなければならない。

なお、手持ち業務とは業務管理者、担当技術者として従事している契約金額が 500 万円以上の業務をいう。

２）本業務の履行期間中は配置予定管理技術者の手持ち業務量が１）に示す金額及び件数を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置管理技術者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

① 当該配置管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
② 当該配置管理技術者と同等の技術者資格を有する者
③ 当該配置管理技術者と同等以上の業務成績平均点を有する者又は過去５年間の同種業務における業務成績が 75 点以上である者
④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

３）本業務の入札額が調査基準価格を下回る金額であった場合においては、配置予定管理技術者とは別に、以下の①から④までのすべての要件を満たす担当技術者を１名配置することとし、低入札価格調査時にその旨が確認できる書面として、当該業務の「予定管理技術者の経歴等」及び「予定管理技術者の同種又は類似業務の実績」記載様式を提出すること。その上で、すべての要件を満たす担当技術者を配置することが確認できない場合には、中部地方整備局競争契約入札心得第６条第９号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

① 配置予定管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

② 配置予定管理技術者と同等の技術者資格を有する者

③ 過去５年以内の同種業務で業務成績が 75 点以上の業務における管理技術者としての経験を有する者

④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

（７）技術提案書に関する要件

入札参加希望者は、次の事項について技術提案書を提出すること。

①実施方針

②業務実施体制

（８）業務実施体制に関する要件

競争参加資格確認申請書等に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

・再委託の内容が主たる業務の場合。

・業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。

・設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合又は一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。

（９）競争参加資格を与えない要件

技術提案書の記載内容が次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は競争参加資格を与えない。

① 技術提案書の提出が無い場合や内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない場合。

５．担当部局

〒 058-8262　　岐阜市茜部本郷１－３６－１

国土交通省　中部地方整備局　岐阜国道事務所

①経理課：契約手続きに関すること。

電　話　058-271-9812　ＦＡＸ　058-271-0214

メールアドレス：keigifu@cbr.mlit.go.jp

②管理第二課：競争参加資格確認申請書等の作成に関すること。

電　話　058-271-98180　ＦＡＸ　058-271-9769

メールアドレス：gk-kanri2@cbr.mlit.go.jp

６．競争参加資格確認申請書等の提出等

（１）入札参加希望者は、競争参加資格確認申請書等を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに競争参加資格確認申請書等を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

（２）入札参加希望者は、電子入札システムにより競争参加資格確認申請書等を提出すること。

提出方法は、電子入札システム「競争参加資格確認申請書」画面の添付資料フィールドに「申請書」（様式１）及び「資料」（様式２～７）、技術提案書フィールドに「技術提案書」（様式８～１１）をそれぞれ添付し提出すること。

電子入札システムによる提出資料のファイル形式については以下のいずれかの形式にて作成すること。

・一太郎　2007　以下
・Microsoft　Word2002　以下
・Microsoft　Excel2002　以下
・その他アプリケーション　PDFファイル　Acrobat7.0　以下
画像ファイル　JPEG及びGIF形式
圧縮ファイル　LZH形式

ただし、競争参加資格確認申請書等の容量が３ＭＢを超える場合は、郵送（書留郵便に限る。）、又は電送で提出すること。郵送又は電送で提出する場合は、必要種類の一式を郵送又は電送するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。

なお、郵送又は電送で提出する場合は、次の内容を記載した書面を電子入札システムにより競争参加資格確認申請書として送信すること。

①　郵送又は電送する旨の表示
②　郵送又は電送する書類の目録
③　郵送又は電送する書類のページ数
④　発送年月日

また、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、持参若しくは郵送（書留郵便に限る。）すること。

提出期間及び提出先は以下のとおりとする。

・提出期間：別表②のとおり。
・提 出 先：５．①と同じ。

（３）技術提案に対する審査等

技術提案に対する審査及び評価は、技術的所見を岐阜国道事務所入札・契約手続運営委員会において行う。

（４）競争参加資格の確認は、競争参加資格確認申請書等の提出期限日をもって行うものとする。

なお、競争参加資格確認通知の日は、別表①の日を予定する。

（５）その他

①　競争参加資格確認申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
②　分任支出負担行為担当官は、提出された競争参加資格確認申請書等を本案件に係

る手続き以外に提出者に無断で使用しない。

③　提出された競争参加資格確認申請書等は、返却しない。

④　提出期限以降における競争参加資格確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして分任支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。

⑤　競争参加資格確認申請書等に関する問い合わせ先　５．②と同じ。

７．競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

（１）競争参加資格確認申請書等を提出した者のうち、競争参加資格がないと認められた者に対しては、競争参加資格がないと認めた理由を付して通知する。

（２）上記（１）の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して５日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により、分任支出負担行為担当官中部地方整備局岐阜国道事務所長に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

（３）上記（２）の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して３日以内に書面により行う。

（４）競争参加資格がないと認めた理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。

・受付場所：５．①に同じ

・受付時間：上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く 10 時 00 分から 16 時 00 分まで

８．総合評価に関する事項

（１）落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術提案等をもって入札し、次の各要件に該当する者のうち、次の（２）総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

①　入札価格が予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。

②　上記において、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

（２）総合評価の方法

①　技術提案等の内容に応じ、次の 1)、2)、3）の評価項目毎に評価を行い、技術点を与える。

なお、技術点の最高得点は 60 点、最低点数は０点とする。

1）基本事項評価（企業）

2）基本事項評価（技術者）

3）技術提案書

② 価格点の評価方法は以下のとおりとする。

価格点 ＝ 価格点の配分点 × （１－入札価格／予定価格）

なお、価格点の配分点は 30 点とする。

③ 総合評価は、入札者の申込みに係る上記①により得られた技術点と上記②により得られた価格点の合計値（評価値）をもって行う。

（３）評価内容の担保

技術提案書に記載された内容については、業務完了後において、履行状況について検査を行う。受注者の責により入札時に提示された技術提案の履行がなされなかった場合は、見直しの評価を行い、当初評価値との差により、違約金を徴収する。ただし、ペナルティー額は入札価格の 10 %を上限とする。この取り扱い方法については、契約締結時に定め、契約書に明記するものとする。なお、業務成績評定についても、最大 10 点を限度に減ずるものとする。ただし、特に悪質と認められる場合は、最大 20 点まで減ずるものとする。

（４）技術点に関する基準

技術資料等の評価項目、評価基準並びに評価のウェートは、以下のとおりとする。

①基本事項（企業）について

評価項目	評価基準	配点	得点
業務実績	平成 12 年度以降の同種又は類似業務（平成 21 年度完了予定業務も含む）の実績を以下のとおり評価する。		5
	①同種業務の実績がある。	5	
	②類似業務の実績がある。	0	
業務成績	提出された３件の同種又は類似業務の業務成績の平均を次の順位で評価する。 ※同種又は類似業務が業務成績評定の対象外の業務（業務成績を付与していない業務や契約額 500 万円未満の業務あるいは都道府県等における業務、請負業務以外の業務等）の実績であるため業務成績がない場合は、70 点として扱う。 また、同種又は類似業務が３件に満たない場合は、３件に満たない件数分を 65 点として扱う。		5
	① 75 点以上	5	
	② 70 点以上 75 点未満	3	
	③ 65 点以上 70 点未満	1	
	④ 60 点以上 65 点未満	0	
業務拠点	業務拠点を以下のとおり評価する。		5
	①岐阜国道事務所管内に本社(店)、支社(店)、営業所等を有	5	

	する。		
	②岐阜県内にに本社(店)、支社(店)、営業所等を有する。	3	
	②上記以外	0	
企業信頼度（指名停止等の措置）	競争参加資格確認申請書提出期限日において、中部地方整備局から指名停止等の処分を受け、以下の期間が経過していない場合、評価点を減じるものとする。 ア）営業停止又は指名停止期間処置後６ヶ月。 イ）文書注意後２ヶ月 ウ）口頭注意後１ヶ月		－５
	①処分を受けていない	0	
	②処分を受けている	－５	

②基本事項（技術者）について

評価項目	評価基準	配点	得点
業務実績	平成 12 年度以降の同種又は類似業務（平成 21 年度完了予定業務も含む）の実績を以下のとおり評価する。		5
	①同種業務の実績がある。	5	
	②類似業務の実績がある。	0	
業務成績	提出された３件の同種又は類似業務の業務成績の平均を次の順位で評価する。 ※同種又は類似業務が業務成績評定の対象外の業務（業務成績を付与していない業務や契約額 500 万円未満の業務あるいは都道府県等における業務、請負業務以外の業務等）の実績であるため業務成績がない場合は、70 点として扱う。 また、同種又は類似業務が３件に満たない場合は、３件に満たない件数分を 65 点として扱う。		5
	① 75 点以上	5	
	② 70 点以上 75 点未満	3	
	③ 65 点以上 70 点未満	1	
	④ 60 点以上 65 点未満	0	
技術者信頼度（優良表彰）	平成 17 年度以降の優良表彰の受賞の有無について以下のとおり評価する。 なお、優良表彰の受賞実績は、国土交通省による優良表彰の他、公的機関による全国レベルでの賞の受賞、表彰及び関連分野での論文賞、著作賞、全国規模の発表会での受賞等も認める。		5
	①優良表彰の受賞実績がある	5	

	②優良表彰の受賞実績がない	0	

③技術提案書

評価項目	評　価　基　準	得点
実施方針	実施方針（工程表や業務フロー等を含む）について、業務の内容、目的を理解し、業務成果の品質向上に資する提案や業務実施方針の妥当性が高い場合に優位に評価する。	２０
業務実施体制	実施体制について、業務を遂行する上で適切な体制が確保されている場合や業務経験者や専門技術者を配置している場合に優位に評価する。	１０

9．入札説明書の内容についての質問の受付及び回答

（1）質問は、文書（書式自由、ただし規格はＡ４判）により行うものとし、持参、郵送、電送又は電子メール（着信を確認すること。）のいずれの方法でも可能とする。なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びＦＡＸ番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

①　質問の受付先　：５．①と同じ。

②　質問の受付期間：別表③のとおり。

（2）質問に対する回答は、質問を受理した日から５日以内に質問者に対して電送又は電子メールにより行うほか、下記のとおり閲覧に供する。

①　閲覧場所：岐阜国道事務所　２Ｆ閲覧室

②　閲覧期間：回答の翌日から開札日の前日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、８時 30 分から 17 時 15 分まで

10．ヒアリング

（1）原則として、配置予定管理技術者に対してヒアリングを行う。

１）ヒアリングについては別途通知する。

（2）ヒアリングでは技術提案書に記載された以下の事項について確認を行う。

１）配置予定管理技術者の経歴について

２）配置予定管理技術者の業務実績について

３）業務の着眼点・実施方針について

４）評価テーマについて

11．入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

（1）入札書の受付期間

別表④のとおり。（紙入札の場合も同じ。）

（2）入札書の提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、紙により５．①まで持参すること。

（３）開札の日時及び場所

別表⑤のとおり。

12. 入札方法等に関する事項

（１）落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

（２）入札執行回数は、原則として２回を限度とする。

ただし、場合によっては３回目を執行することがある。

なお、やむを得ない場合を除き随意契約には移行しない。

13. 入札保証金及び契約保証金

（１）入札保証金　免除。

（２）契約保証金　免除。

14. 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人は開札に立ち会うこと。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

第１回目の入札が不調になった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子入札システムにより連絡する。

なお、紙入札方式参加者で第１回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効として取り扱うが、再度入札を行うこととなったときは、再度入札に辞退したものとして取り扱う。

15. 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊中部地方整備局競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格がある旨を確認された者であっても、開札の時において指名停止を受けている者その他の開札の時において４．に掲げる資格のな

い者は、競争参加資格のない者に該当する。

また、入札参加者が、競争参加資格確認通知を受け、入札した場合においても、以下に該当する場合は入札を無効とする。

（１）技術提案書の記載内容において次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合。

① 技術提案書

・ 業務目的に反する記述や事実誤認等適切な業務執行が妨げられる内容となっている。

・ 実施方針と特定テーマの技術提案に矛盾等があり、整合性が図られていない。

（２）資料等を入手していない者

16. 落札者の決定方法

（１）落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で前記８.（１）により決定するものとする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最も評価値が高い者をを落札者とすることがある。

（２）予決令第 85 条に基づく調査基準価格を設定する案件において落札者となるべき者の入札価格がその調査基準価格を下回る場合は、予決令第 86 条の調査を行うものとする。

（３）予決令第 86 条に基づく調査内容、提出する資料（様式・作成要領）については、国土交通省中部地方整備局ＨＰ（http://www.cbr.mlit.go.jp/「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「低入札価格調査情報」－「低入札価格調査（建設コンサルタント等)」）に掲載を行っているので、入札参加に際して必ず確認すること。

17. 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務

予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務については、次の（１）から（４）について実施するものとする。

（１）配置予定技術者の制限

配置予定技術者の制限について、次の１）及び２）を実施するものとする。なお、１）により配置する技術者は、測量調査設計業務実績情報システム（ＴＥＣＲＩＳ）に登録すること。

１）本業務の配置予定管理技術者としての要件を満足し、過去５年間の同種業務における業務成績が 75 点以上の業務における管理技術者の経験を有する技術者を、配置予定管理技術者とは別に担当技術者として配置し、業務実施上必要となる全ての打合せに配置管理技術者と同席出席するものとする。また、増員担当技術者の手持ち業務量は、配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者とする。

２）本業務の履行期間中は配置管理技術者の手持ち業務量が契約金額で２億円、件数で５件を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置管理技術者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

① 当該配置管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

② 当該配置管理技術者と同等の技術者資格を有する者

③ 当該配置管理技術者と同等以上の業務成績平均点を有する者又は過去５年間の同種業務における業務成績が 75 点以上である者

④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

（２）品質証明等

当該業務の不備により、国土交通省に損害を与えた場合、受注者の責任において損害補填する旨を明記した「代表者の直筆署名による品質証明書」を提出する。なお、代表者とは本業務の契約書に記載される受注者の代表者とする。また、損害補填の期間は、本業務に係る工事が完成するまでとする。

（３）再委託

特記仕様書で示す軽微な部分の再委託を除いた再委託額が業務委託料の３分の１以内とすることとし、低入札価格調査の際に確認するものとする。

（４）打合せ

業務実施上必要となる全ての打合せに管理技術者と（１）１）の担当技術者が出席するものとする。また、業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に主任調査員による履行確認を行うものとする。

18. 落札者の決定結果に不服がある者に対する理由の説明

（１）総合評価落札方式における非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、分任支出負担行為担当官に対して非落札理由についての説明を落札者決定の日の翌日から起算して５日（休日を含まない。）以内に書面（様式は自由）により求めることができる。

（２）上記（１）の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して５日（休日は含まない。）以内に書面により行う。

（３）受付場所及び受付時間は以下のとおりである。

・ 受付場所：５．①と同じ

・ 受付時間：上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く 10 時 00 分から 16 時 00 分まで

19. 再苦情申立て

（１）分任支出負担行為担当官からの競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明又は落札者の決定結果に不服がある者に対する理由の説明に不服がある者は、分任支出負担行為担当官からの回答を受け取った日の翌日から起算して７日（休日を除く。）以内に、書面により、中部地方整備局長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。なお、再苦情の申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

（２）再苦情申立ての受付場所及び再苦情申立てに関する手続き等を示した書類等の入手先

・　中部地方整備局　主任監査官（契約管理官・技術開発調整官）

・　電話　052-953-8113（直通）内線 2114（2222・3120）

・　時間　上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く 10 時 00 分から 16 時 00 分まで

20. 手続きにおける交渉の有無　無。

21. 契約書作成の要否

土木設計業務等委託契約書（現場調査業務有り）により契約書を作成するものとする。

22. 支払条件

前払金　無　　部分払　無

23. 火災保険付保の要否　否。

24. 関連情報を入手するための照会窓口　５．と同じ

25. 競争参加資格確認申請書等の作成及び記載上の留意事項

競争参加資格確認申請書等の様式は、別紙（様式１～１０（Ａ４判））のとおりとし、文字サイズは 10 ポイント以上とし、書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

なお、提出書類について、この入札説明書及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

（１）競争参加資格確認申請書の作成

競争参加資格確認申請書は、別添（様式－１）により作成するものとする。

（２）競争参加資格確認資料の作成及び留意事項

競争参加資格確認資料は、別添（様式－２～７）に示すとおりとし、以下に留意し、作成するものとする。

①　競争参加資格確認資料に関する留意事項

記　載　事　項	内　容　に　関　す　る　留　意　事　項

入札参加希望者の業務拠点	・中部地方整備局管内の業務拠点を記載する。 ・記載様式は様式－３とする。
入札参加希望者の同種又は類似業務の実績	・入札参加希望者が過去に受注した業務実績について記載する。 ・記載する業務は平成 12 年度以降に完了した業務（平成 21 年度完了予定業務も含む）とする。 ・記載する業務の件数は、３件とする。 ・記載様式は様式－４とし、図面、写真等を引用する場合も含め、１業務につきＡ４判１枚以内に記載する。
配置予定管理技術者の経歴等	・配置予定管理技術者について、資格、経歴等を記載する。 ・平成 22 年４月１日現在の全ての手持ち業務を記載するものとし、国土交通省以外の発注者（国内外問わず。）のものも含めてすべて記載する。 なお、手持ち業務のうち、国土交通省直轄業務において調査基準価格を下回る金額で落札した業務は、業務名の先頭に【低】を付して記載すること。 また、全ての手持ち業務とは管理技術者、担当技術者として従事している契約金額が 500 万円以上の他の業務とし、プロポーザル方式による業務で配置予定管理技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。 ・記載様式は様式－５とする。 なお、関連分野の著述、論文、委員会活動、その他顕著な業務実績又は関連分野の 20 年以上の実務経験と十分な業務実績を配置予定管理技術者の資格として競争参加資格確認申請書等を提出する場合は、経歴書及び著述、論文、委員会の活動内容又は業務実績の概要及びその際の立場と役割を記載した概要書を提出すること。
配置予定管理技術者の同種又は類似業務の実績	・配置予定管理技術者が過去に従事した同種又は類似業務の実績を記載する。 ・記載する業務は平成 12 年度以降に完了した業務（平成 21 年度完了予定業務も含む）とする。 ・記載する業務の件数は、３件とする。 ・記載様式は様式－６とし、図面、写真等を引用する場合も含め、１業務につきＡ４判１枚以内に記載する。 なお、業務実績が関連する調査、計画、研究、企画、設計、分

	析、評価、著述等の場合は、業務実績を具体的に明らかにするためのレポートを提出すること。 レポートは、「業務の概要」及び「業務における立場と役割」をＡ４判１～３枚に記述した資料及び経歴書とすること。 なお、自らが関わったことが客観的に証明できる論文や著述その他成果物等を提出することでレポートの提出に代えることができるが、この場合においてもＡ４判１枚程度の概要を添付すること。
業務実施体制	・１社単独、設計共同体、いずれの場合においても業務の分担について記載する。 ・設計共同体により業務を実施する場合は、下記事項に留意の上、業務の分担について記載すること。備考欄に設計共同体の構成員である旨を記載するとともに、企業名等を記述すること。また、代表者はその旨を記載すること。 ①設計共同体は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。 ②各構成員は実施する分担業務に応じて、１名以上の担当技術者を配置できること。 ③各構成員が実施する分担業務に照査が必要となる場合には、当該分担業務を実施する各構成員が照査技術者を配置できること。 ④一の分担業務を複数の構成員が共同して実施することは認められない。 ・他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。 ・記載様式は様式－７とする。 ・業務の分担がない場合も様式に「業務の分担なし」と記載して提出すること。

② 業務実績を証明する資料及び配置予定管理技術者の資格証明書の写し

入札参加希望者が過去に受注した業務実績として記載した業務について、その業務に係る契約書の写しを提出すること。

配置予定管理技術者が過去に従事した同種又は類似業務の実績として記載した業務について、請負業務で従事した実績の場合、その業務に係る契約書及び配置予定

管理技術者が従事したことが確認できる資料（例えば業務計画書の表紙及び配置予定管理技術者が業務に従事していることが確認できるページ）等の写しを提出すること。

ただし、入札参加希望者及び配置予定管理技術者の業務実績が、財団法人日本建設技術総合センターの「測量調査設計業務実績情報システム（ＴＥＣＲＩＳ）」に登録され、業務の内容が確認できる場合、契約書及び配置予定管理技術者が従事したことが確認できる資料の写しは提出する必要がない。

なお、発注者の立場として業務に従事した実績の場合、その業務の発注機関の証明を受けた、予定管理技術者がその業務に従事したことが類推できる経歴書等の資料を提出すること。

配置予定管理技術者が保有する資格について、合格証明書等の写しを提出すること。

（３）技術提案書の作成及び留意事項

技術提案書は、別添（様式－８～１１）に示すとおりとし、以下に留意して作成するものとし、提案内容の根拠等を説明できる資料を補足資料として添付すること。

なお、技術提案書は、本業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本入札説明書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

①　技術提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
実施方針	・本業務の実施方針について簡潔に記載する。 ・記載様式は様式－９とし、Ａ４判１枚以内に記載する。
業務実施体制	・本業務の実施体制について簡潔に記載する。 ・記載様式は様式－１０とし、Ａ４判１枚以内に記載する。

26．その他の留意事項

１）手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

２）入札参加者は、別冊中部地方整備局競争契約入札心得、別冊中部地方整備局電子入札運用基準及び別冊契約書案を熟読し、中部地方整備局競争契約入札心得を遵守すること。

３）競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした場合においては、競争参加資格確認申請書等を無効とするとともに、指名停止を行うことがある。

4）本入札説明書に示す同種又は類似業務の実績については、我が国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあっては、我が国における同種又は類似業務の実績をもって判断するものとする。

5）本業務を受注したコンサルタント及び本業務を受注したコンサルタントと資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができない。

なお、「資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者」とは次に掲げる者をいう。

・　建設業者の（若しくは建設業者が自社の）発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を保有又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。

・　建設業者（若しくは自社）の代表権を有する役員が自社（若しくは建設業者）の代表権を有する役員を兼ねている者。

6）競争参加資格確認申請書等の提出後においては、原則として記載された内容の変更を認めない。また、落札者は、競争参加資格確認申請書等に記載した配置予定管理技術者を当該業務の技術者として配置すること。技術者の変更は原則としてできない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更が必要となった場合には、変更後の技術者が当該技術者と同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

7）電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日及び 12 月 29 日～１月３日を除く毎日、９時 00 分から 18 時 00 分まで稼動している。また、稼動時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼動時間を延長する場合は、電子入札施設管理センターホームページ「ヘルプデスク」コーナーの「緊急連絡情報」で公開する。

・　電子入札施設管理センターホームページ　http://www.e-bisc.go.jp/

8）システム操作上の手引書としては、国土交通省発行の「電子入札準備手順書」を参考とすること。「電子入札準備手順書」は、電子入札施設管理センターホームページでも公開している。

9）障害発生時及び電子入札システム操作時の問い合わせ先は次のとおりとする。

・　システム操作・接続確認等の問い合わせ先

電子入札施設管理センターヘルプデスク　電話０３－３５０５－０５１４

電子入札施設管理センターホームページ　http://www.e-bisc.go.jp/

・　ただし、申請書類、応札等の締切時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、５．① へ連絡すること。

10）本業務にかかる落札及び契約締結は、平成 22 年４月１日とするが、当該業務にかかる平成 22 年度予算成立が４月２日以降となった場合は、予算成立日とする。また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の計上とするが、全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

なお、本件入札にかかる開札は、落札決定を保留した上で行うものである。

別表

①	競争参加資格確認通知の日	平成２２年　２月２６日
②	競争参加資格確認申請書等の提出期間	平成２２年　２月　１日から 平成２２年　２月２２日までの 10 時 00 分から 16 時 00 分まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
③	入札説明書の内容についての質問の受付期間	平成２２年　２月　２日から 平成２２年　３月　５日までの 10 時 00 分から 16 時 00 分まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
④	入札書の受付期間	平成２２年　３月１９日 10 時 00 分から 平成２２年　３月２３日 16 時 00 分まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
⑤	開札の日時及び場所	平成２２年　３月２４日　９時３０分 岐阜国道事務所入札室

（様式－１）

競争参加資格確認申請書

平成　　年　　月　　日

分任支出負担行為担当官
中部地方整備局岐阜国道事務所長　　沓掛　敏夫　殿

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名　　印
（又は○○支店長　○○　○○）

（設計共同体の場合は、以下のように記入すること。）
共同体事務所の所在地
○○○○業務△△・○○設計共同体
△△㈱　役職名　氏名　　印
○○㈱　役職名　氏名　　印

平成２２年２月１日付けで公告のありました「平成２２年度岐阜国道工事技術資料作成業務」に係る競争参加資格について確認されたく必要書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条の規定する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。

注）印については、紙入札方式による場合のみ押印するものとする。

なお、紙入札方式による場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（380円）に相当する切手を貼った長３号封筒を申請書と併せて提出してください。

（様式－２）

平成　　年　　月　　日

分任支出負担行為担当官
中部地方整備局岐阜国道事務所長　　沓掛　敏夫　殿

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　印
（又は○○支店長　○○　○○）

（設計共同体の場合は、以下のように記入すること。）
共同体事務所の所在地
○○○○業務△△・○○設計共同体
△△㈱　役職名　氏名　　印
○○㈱　役職名　氏名　　印

平成２２年度岐阜国道工事技術資料作成業務

競争参加資格確認資料

連絡先　担当部署
氏　　名
ＴＥＬ
ＦＡＸ

平成２２年２月１日付けで公告のありました「平成２２年度岐阜国道工事技術資料作成業務」の競争参加資格確認資料を別紙のとおり提出します。

注１）電子入札システムにより提出すること。ただし、競争参加資格確認申請書等の、合計容量が３ＭＢを超える場合には、郵送（書留郵便に限る。）、又は電送（締切日時必着）で提出すること。
注２）印については、紙入札方式による場合のみ押印するものとする。

（様式－３）

入札参加希望者

営業拠点等の所在地	
会社名	営業拠点等の所在地

※所在を証するものを添付すること。（パンフレット等。）

（様式－４）

入札参加希望者の同種又は類似業務の実績

業務の分類	
業務名	
TECRISの登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	

※業務分類には、同種業務又は類似業務を記載すること。

※業務の概要については具体的に記述すること。

※図面、写真等を引用する場合も含め、１業務につきＡ４判１枚に記載する。

（様式－５）

配置予定管理技術者の経歴等

①氏名（ふりがな）	②生年月日
③所属・役職	
④保有資格 （資格名、登録番号、取得年月日 ）	

⑤手持業務の状況（平成22年４月１日現在），契約金額500万円以上（ただし、国土交通省直轄業務において調査基準価格を下回る金額で落札した業務は、業務名の先頭に【低】を付して記載すること。）

業務名（TECRIS登録番号）	職務上の立場	発注機関	履行期間	契約金額
				（契約金額合計　　万円）

⑥平成17年度から平成21年度の技術者の優良表彰

表彰年度	業務名	発注者	表彰者

注：優良表彰があった場合、その写しを提出すること。

（様式－６）

配置予定管理技術者の同種又は類似業務の実績

業務の分類	
業務名	
TECRISの登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	

※業務分類には、同種業務又は類似業務を記載すること。

※業務の概要又は従事経験内容を具体的に記載すること。

※図面、写真等を引用する場合も含め、１業務につきＡ４判１枚に記載する。

（様式－７）

・業務実施体制

分担業務の内容	備　　考

注１：１社単独、設計共同体、いずれの場合においても業務の分担について記載するものとする。なお、業務の分担を行わない場合は、分担業務の内容の欄に「業務の分担なし」と記載する。

注２：設計共同体により業務を実施する場合は、備考欄に設計共同体の構成員である旨を記述するとともに、企業名等を記述すること。また、代表者はその旨を記述すること。

注３：他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

（様式－８）

平成　　年　　月　　日

分任支出負担行為担当官
中部地方整備局岐阜国道事務所　沓掛　敏夫　殿

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　印
（又は○○支店長　○○　○○）
（設計共同体の場合は、以下のように記入すること。）
共同体事務所の所在地
○○○○業務△△・○○設計共同体
△△㈱　役職名　氏名　　印
○○㈱　役職名　氏名　　印

平成２２年度岐阜国道工事技術資料作成業務

技 術 提 案 書

連絡先　担当部署
氏　　名
ＴＥＬ
ＦＡＸ

平成２２年２月１日付けで公告のありました「平成２２年度岐阜国道工事技術資料作成業務」の技術提案書を別紙のとおり提出します。

注１）電子入札システムにより提出すること。ただし、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書の合計技術提案書の容量が３ＭＢを超える場合には、郵送（書留郵便に限る。）、又は電送（締切日時必着）で提出すること。
注２）印については、紙入札方式による場合のみ押印するものとする。

（様式－９）

実施方針

※Ａ４判１枚以内に記載する。

（様式－１０）

業務実施体制

※Ａ４判１枚以内に記載する。